

指定老人ホームの長
指定介護老人保健施設の長
指定介護医療院の長
指定身体障害者支援施設の長
指定保護施設の長

} 殿

青森県選挙管理委員会事務局長
(公印省略)

参議院議員通常選挙における不在者投票の管理事務について（通知）

日頃より、選挙管理委員会の業務に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、第27回参議院議員通常選挙が執行されることとなりましたので、当該選挙に係る不在者投票事務につきましては、下記の事項に留意し、投票事務に支障をきたすことのないようお願いします。

なお、不在者投票事務に関する資料を同封しておりますので、今一度、内容を御確認いただきますとともに、御不明な点がございましたら、貴施設の所在地の市町村選挙管理委員会又は当委員会にお問い合わせくださいと存じます。

また、今回の選挙から不在者投票に要した経費等として請求しうる額が改定されておりますので、御留意くださいと存じます。

記

1 参議院議員通常選挙に関する事項

(1) 選挙の期日 令和7年7月20日（日）

(2) 選挙の期日の公示日 令和7年7月3日（木）

(3) 立候補者等の氏名等 確定次第、別途通知します。

(4) 不在者投票のできる期間

令和7年7月4日（金）から令和7年7月19日（土）まで

※ 公示日（7月3日（木））に不在者投票を行うことはできませんが、投票用紙等の請求は、公示日前でもできます。

(5) 不在者投票のできる時間

上記（4）の期間中、午前8時30分から午後5時まで（日曜日、休日を含む。）

(6) 不在者投票のできる選挙人

参議院議員通常選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている者

※ 年齢満18歳以上の者（平成19年7月21日以前の出生者）で選挙人名簿に登録されている者が投票することができます。

(7) 投票の方法

① 参議院選挙区選出議員選挙

候補者の氏名を記載します。

② 参議院比例代表選出議員選挙

候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称又は略称を記載します。

(8) 選挙公報について

参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に係る選挙公報については、印刷完了後に配布しますので、適宜御利用ください。

2 不在者投票の事務管理上特に注意が必要な事項

(1) 不在者投票用紙を請求する方法には、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会委員長に対して、①選挙人が自ら請求する方法と、②不在者投票管理者が選挙人に代わって請求する方法の2通りありますが、後者による請求は、当該選挙人から不在者投票用紙等の代理請求の依頼があったときに限り行ってください。

選挙人からの代理請求の依頼がないまま、施設の長が不在者投票用紙等を請求すると、選挙が無効となる場合があるため、絶対に行わないでください。

(2) 不在者投票記載場所は、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければなりません。

(3) 不在者投票を行う場合には、不在者投票管理者の管理の下に、選挙権を有する者を立会人に選任し、必ず立ち会わせなければなりません。したがって、2人以上の者が不在者投票を行う場所にいなければなりません（不在者投票管理者1名及び立会人1名以上の合計2人以上）。

また、代理投票の申請がある場合には、不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて、代理投票を補助する者2人を投票に係る事務に従事する者から補助者本人の承諾を得て選任し、そのうち1人の補助者に、選挙人が指示する候補者の氏名を投票用紙に記載させ、他の1人を立ち会わせなければなりません。したがって、代理投票の申請があった場合には、少なくとも4人の者が不在者投票を行う場所にいなければならないので留意してください（不在者投票管理者1名、立会人1名以上及び代理投票補助者2名の合計4人以上）。

なお、投票を補助すべき者が選挙人本人の意思を確認できないときは、投票させないでください。

(4) 不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。

市町村選挙管理委員会に外部立会人の選定を依頼する場合は、事前に市町村選挙管理委員会に御相談ください。

(5) 不在者投票の外封筒の表面の投票者欄の氏名には、必ず選挙人本人（代理投票の場合は、代理記載者）に選挙人の氏名を自書させた上、封をさせて提出させてください。

なお、不在者投票の外封筒の表面の代理記載人欄は、不在者投票の代理投票の仮投票を行った場合に、代理記載人に自書させるものであり、単に不在者投票の代理投票をした場合は、代理記載人の氏名を記載させないでください。

(6) 不在者投票の外封筒の表面の記載については、投票の年月日、投票場所、不在者投票管理者の記名及び立会人の署名（自書）が必要ですが、これらの記載のないものも見受けられるので十分注意してください。

(7) 不在者投票を選挙人の属する市町村選挙管理委員会に送致する場合において、郵便等により送付するときは、できるだけ特定封筒郵便物（いわゆるレターパック）を使用し、その郵送等に要する日数等を考慮に入れ、投票所を閉じた後に到着することのないよう留意してください。

（郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正により、令和3年10月以降、普通扱いとする郵便物については、配達頻度の緩和（土曜日の配達の休止）及び送達速度の緩和（翌日配達の廃止）が行われます。）

なお、レターパックを使用される場合も送致用封筒には、表面に投票が在中する旨を明記し、裏面には不在者投票管理者氏名の記名押印をしてください。

(8) 不在者投票記載場所においては、選挙運動用ポスター等の掲示が禁じられていますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

(9) 不在者投票管理者は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁じられていますので、そのようなことのないよう十分注意してください。

3 不在者投票に関する経費の請求

別添請求書に関係書類を添えて、令和7年8月20日（水）までに、青森県選挙管理委員会へ請求してください。経費の負担額等については、「不在者投票制度の概要」の11ページを御参照ください。

また、経費の請求は、不在者投票管理者の属する都道府県選挙管理委員会に対して行うこと

となっており、選挙人の住所が青森県以外の場合に、不在者投票をした選挙人の住所がある都道府県選挙管理委員会に請求することのないよう御注意ください。

(例：八戸市の施設に入所している方の住所が岩手県である場合であっても、施設の所在地は青森県内にあるので、青森県の選挙管理委員会に経費の請求をしてください。)

担当：選挙グループ 大科
電話：017-734-9076
E-Mail：senkan@pref.aomori.lg.jp